昭和56年5月31日以前に着工された
木造住宅所有者の皆様へ

地震から大切な命と住まいを守るために、今できることがあります。

いわき市でも大きな地震が想定されています

いつ起こるかわからない大地震。いわき市でも、過去の地震で多くの家屋が被害を受けています。
特に昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は、現在の耐震基準を満たしていない
可能性があり、大地震の際に倒壊する危険性が高いとされています。

平成7年　兵庫県南部地震
（阪神・淡路大震災）

平成16年　新潟県中越地震

平成23年　東北地方太平洋沖地震

地震による住宅の倒壊は、
命を奪うだけでなく、
避難や救助の妨げにも
なります。

あなたのお住まいは大丈夫ですか？

まずは、耐震診断でお住まいの耐震性を確認しましょう！

耐震診断とは、専門家が建物の強さを調べ、地震に対する安全性を評価することです。
診断を受けることで、家の弱点や必要な補強方法がわかります。

耐震診断 → 診断結果の確認 → 必要な補強方法の提案

耐震化のメリット

命を守る
地震による倒壊から、あなたとご家族の命を守ります。

財産を守る
大切な住まいや財産の損害を軽減できます。

安心して暮らせる
地震への不安が減り、安心して暮らすことができます。

いわき市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修を支援する事業を実施しています。

① 耐震診断者派遣事業

専門家を派遣して耐震診断を行います

耐震診断を希望する住宅に、専門家を派遣し、耐震診断を行います。

対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅
- 個人所有で、現在居住している住宅　など

※ 詳細な要件は市ホームページ等でご確認ください。

② 耐震改修工事支援事業

耐震改修工事にかかる費用の一部を支援します

耐震診断の結果、耐震性が不足している住宅の耐震改修工事に対して費用の一部を支援します。

対象となる住宅

- 上記「①耐震診断者派遣事業」により耐震診断を受けた住宅
- 耐震性が不足していると診断された住宅
- 市の定める基準を満たす耐震改修工事を行う住宅　など

※ 詳細な要件は市ホームページ等でご確認ください。

今こそ、耐震化への一歩を！

大切なご家族や地域を守るため、
まずは耐震診断から始めましょう。
早めの備えが、未来の安心につながります。

事業の流れは次のページへ

耐震診断や耐震改修工事の手続きの流れを
わかりやすくご紹介しています。

ご注意ください

- 事業のご利用には、一定の要件があります。
- 申込方法や必要書類、募集期間などの詳細は、市ホームページまたはチラシ等でご確認ください。
- 各事業には予算の上限があり、期間内でも受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先　いわき市都市建設部 住まい政策課　TEL 0246-22-1178　FAX 0246-22-1291　受付時間 9:30～16:00

いわき市 木造住宅耐震化工事支援事業の流れ

～耐震化工事を行う方への補助制度の手続きの流れ～

市民（申請者）の手続き　市（住まい政策課）の手続き　施工業者の手続き　補助金の交付手続き

申込み～補助金等の決定

1. 耐震補強設計・見積書の作成
   ※設計者（建築士）の選定
2. 申請書の提出
   （第１号様式）
   募集期間：6/22～7/31
3. 申込書の受付
   （第１号様式）
4. 申請書の審査
5. 申請結果の通知
   （第２号様式）
6. 補助金等決定通知書の受領
   （第２号様式）
6. 補助金等決定通知書の受領
   （第２号様式）

工事着手～工事完了

7. 工事請負契約の締結
8. 工事の着手
   ※補助金等決定通知書の受領後
9. 工事の完了報告
   ※「補助金等実績報告書（第７号様式）」、「補助金等交付請求書（第６号様式）」、その他関係書類の提出（年度内）
10. 工事完了報告書の受領
11. 実績報告書等の書類審査
    ※必要に応じて現場検査

工事の着手
（補助金等決定通知書の受領後）

工事の完了

実績報告確定

12. 補助金の確定通知
    （第８号様式）
13. 補助金等確定通知書の受領
    （第８号様式）

補助金交付

14. 補助金の請求
    （第６号様式）
    ※事務手続き上、⑧で提出
15. 補助金等交付請求書の受領
    （第６号様式）
16. 補助金の交付
15. 補助金の交付
14. 補助金等交付請求書の受領
    （第６号様式）

ご注意ください

- 必要書類を揃えて、募集期間内（土日祝日を除く）に、住まい政策課（市役所６階）に郵送又は持参にて提出願います。
- 申請書類や詳しい内容は、住まい政策課にお問い合わせください。